(電子メール施行) 教総第1054号 教教第1245号 令和2年5月21日

各県立学校長 様

教 育 長

臨時休業中の教職員の勤務について(通知)

教職員の勤務については、現在、緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、在宅勤務又は登校可能日に必要な人員は学校での勤務としています。

本日、5月21日に緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校における教育活動を再開しますが、5月31日までは、引き続き臨時休業となります。

つきましては、来週から5月末までは現状の勤務区分に加え、教育活動の再開準備に必要な人員も学校での勤務とします。

教職員が在宅勤務する場合の業務内容、手続き等は、「緊急事態宣言下における教職員の 在宅勤務実施要領」に準じることとします。

各校においては、教職員に周知するとともに下記の点に留意し、引き続き、教職員の健康管理・安全管理等について取組をお願いします。

記

- 1 学校での教職員の勤務については、妊娠中の教職員を含め、教職員自身の健康に配慮すること。
- 2 非常勤職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこと。
- 3 特別休暇の取扱いについては、令和2年3月2日付け教総第1381号、教教第3257号 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認め られる場合の特別休暇の取扱いについて(通知)」に準ずる。
- 4 時差出勤等による柔軟な勤務とすること。

(電子メール施行) 教教第1245号 令和2年5月21日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

臨時休業中の教職員の勤務について

本日、5月21日に緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校における教育活動が再開されますが、来週から5月末まで教育活動の再開準備が必要なことを受け、県立学校における臨時休業中の教職員の勤務について、別添のとおり通知しました。

ついては、各市町組合教育委員会におかれましても、教職員の勤務について、適切な対応 をお願いします。



(電子メール施行) 教総第1054号 教教第1245号 令和2年5月21日

各県立学校長様

教 育 長

臨時休業中の教職員の勤務について(通知)

教職員の勤務については、現在、緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、在宅勤務又は登校可能日に必要な人員は学校での勤務としています。

本日、5月21日に緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校における教育活動を再開しますが、5月31日までは、引き続き臨時休業となります。

つきましては、来週から5月末までは現状の勤務区分に加え、教育活動の再開準備に必要な人員も学校での勤務とします。

教職員が在宅勤務する場合の業務内容、手続き等は、「緊急事態宣言下における教職員の 在宅勤務実施要領」に準じることとします。

各校においては、教職員に周知するとともに下記の点に留意し、引き続き、教職員の健康管理・安全管理等について取組をお願いします。

記

- 1 学校での教職員の勤務については、妊娠中の教職員を含め、教職員自身の健康に配慮すること。
- 2 非常勤職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこと。
- 3 特別休暇の取扱いについては、令和2年3月2日付け教総第1381号、教教第3257号 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認め られる場合の特別休暇の取扱いについて(通知)」に準ずる。
- 4 時差出勤等による柔軟な勤務とすること。

(電子メール施行) 教教第1245号 令和2年5月21日

各教育事務所長 様

教 育 長

臨時休業中の教職員の勤務について

本日、5月21日に緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校における教育活動が再開されますが、来週から5月末まで教育活動の再開準備が必要なことを受け、県立学校における臨時休業中の教職員の勤務について、別添のとおり通知しましたので、お知らせします。なお、市町組合教育委員会には、本課から直接送付していることを申し添えます。



(電子メール施行) 教教第1245号 令和2年5月21日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

臨時休業中の教職員の勤務について

本日、5月21日に緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校における教育活動が再開されますが、来週から5月末まで教育活動の再開準備が必要なことを受け、県立学校における臨時休業中の教職員の勤務について、別添のとおり通知しました。

ついては、各市町組合教育委員会におかれましても、教職員の勤務について、適切な対応 をお願いします。